

公 示 日 : 2022 年 10 月 5 日 (水)

調達管理番号 : 22a00613

国 名 : ブータン

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

調 達 件 名 : ブータン国温帯果樹振興プロジェクト (ジェンダー主流化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ジェンダー主流化
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 1 月中旬から 2023 年 3 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.40、国内 0.30、合計 1.70
- (3) 業務日数 : 国内準備 3 日、現地業務 42 日、国内整理 3 日

本業務における渡航回数の上限は 1 回とします。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 10 月 19 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業

日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年11月1日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	農村でのジェンダー主流化（SHEP プロジェクトにおけるジェンダー主流化に係る調査・専門家の経験を高く評価する）
対象国及び類似地域	ブータン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

- (1) 「温帯果樹振興プロジェクト」の背景

ブータンにおいて、農業セクターは就業人口の50%が従事している同国の基幹産業の一つである（National Statistics Bureau, 2020）。全人口75.6万人の60%以上は地方に住み、そのうち70%は自給自足的な粗放農業で生計をたてている零細農家である。貧困率は、都市部ではわずか0.8%であるのに対し、農村部では11.9%もあり、貧困削減を進める上で農業・農村開発が果たす役割は大きい（Bhutan Poverty Analysis Report, 2017）。ブータン政府は第12次5カ年計画（2018－2023年）を策定し、農業セクターにおいて、市場価値の高い園芸作物、有機農作物などを中心とした商業的農業振興に取り組むことを掲げており、自給自足の農業から商業的農業に変えることで、農村の人々の生活を向上させることを目指している。中

でも市場価値が高い園芸作物として、温帯果樹の生産強化を優先的に取り組む課題としており、苗木供給、技術普及、販路開拓等が必要である。

JICA は、1964 年以降、園芸開発に係る長年の協力を行ってきており、対象作物の一部として果樹にも取り組んできた。直近の技術協力プロジェクト「中西部地域園芸農業振興プロジェクト」（2016 年－2021 年）では、農家への技術普及用の苗木生産及び果樹農家育成用の包括的な技術普及パッケージであるリサーチ・アウトリーチ・プログラム（Research Outreach Programme。以下「ROP」という。）の開発とそのガイドラインを作成した。その活動の中で、ブータン西部パロ県に所在する国立種苗センター（National Seed Centre。以下「NSC」という。）パロが供給する苗木の質の低さ、供給量の不足が温帯果樹振興のために対処されるべき課題であることが認識された。NSC パロは、同じく西部のユシパンに位置する国立有機農業センター（National Centre for Organic Agriculture。以下「NCOA」という。）ユシパンが生産した母樹からの穂木を台木苗に接ぎ木し、苗木を生産して販売している。NSC パロ、NCOA ユシパン共に苗木生産に必要な基礎インフラの老朽化に加え、接ぎ木技術等のスキルが不十分であるため、枝や根を痛めた生育が悪い品質の低い苗木しか生産できず、量的にも不十分であり、ブータン全土での苗木供給量の圧倒的な不足の一因となっている。

また、農家に対する温帯果樹生産の技術普及については、温暖な気候により温帯果樹の生産が盛んな西部地域を対象に、これまで JICA が協力してきた東部及び中西部地域において知見が蓄積されている ROP を展開することにより、効果的な技術普及が可能となる。加えて、温帯果樹振興による商業的農業の推進のためには、温帯果樹生産の技術普及のみならず、農家に対し果樹作物の販売を通じた収入向上を図る方法を普及することが重要である。本事業では、前プロジェクトで実施された ROP に、先方から要望のあった市場志向型農業アプローチ¹（Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion。以下「SHEP」という。）を導入することで、ビジネスとして果樹を生産できる農家の育成を支援する。西部地域は大きなマーケットがある首都ティンブーが近く活動の成果を上げやすいため、将来的な全国普及に先駆けて実施する対象地域としても適している。

以上より、本事業において NSC パロ及び NCOA ユシパンが提供する苗木の質の改善及び生産量の増加に取り組むと共に、SHEP アプローチを導入した ROP を活用することで、温帯果樹の生産強化による商業的農業を推進し、農家の生活向上に貢献することが期待される。これを受け JICA は、ブータンにおける園芸作物の導入による農業の商業化に寄与するべく、ブータン西部地域において、「温帯果樹振興プロジェクト」を 2022 年 3 月から 2027 年 3 月まで 5 年間の予定で実施している。同プ

¹ JICAがアフリカやアジアの国々で導入・実施している小規模園芸農家支援のアプローチ。野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売のために作る」への意識変革を起し、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すものである。

プロジェクトでは、果樹苗木生産に必要な基礎インフラの整備、果樹苗木生産関係者の能力強化、普及プログラムの改訂を行うことにより、高品質な果樹苗木の生産・供給システム及び果樹園管理の強化を図ることを目的としている。なお、現在「チーフアドバイザー／農業普及（SHEP）」、「果樹生産」と「研修管理／業務調整」の3名の長期専門家を派遣中である。

（2） ジェンダー専門家要請の背景

ブータンでは、ジェンダー不平等指数が162カ国中99位と、依然としてジェンダーの不平等が懸念されている（国連開発計画人間開発報告書、2020年）。ブータン政府は、2020年にジェンダーのための国家ジェンダー平等政策（National Gender Equality Policy: NGEP）を策定し、ジェンダー平等の推進に強くコミットしているが、政策を実施するリソースは不十分である。このような状況の中、ドナーからの支援を受けて、これまで多くの重要なジェンダー政策の立案を実施してきた。JICAは、2021年ブータン農村部におけるジェンダー課題についての調査を実施し、その結果、ジェンダー主流化や地方におけるジェンダー課題への取り組みにおいて、資金的支援は依然として重要であるが、財政支援とは別にジェンダー専門家による技術的支援も必要であるとした。

ブータンにおいて、女性就業者の59%が農業分野に従事しており最も多く、工業分野の12%、サービス分野の29%と比較して非常に高い割合である（Labour Force Survey、2020年）。また、農業分野に就業している女性のうち、58%が家族従業員や自己会計労働者で、インフォーマルな就業形態となっている。これら女性の農業従事者には教育を受けていない者も多いため、ローンへのアクセスが限られ、研修に参加できないといった課題のほか、低い生産性や労働力不足によって生じているオーバーワークと、無償の家事労働や家族のケアも担っていることが課題となっている。この様に、女性は農作業や非農作業を通じて、家計に大きく貢献しているにもかかわらず、技術改善や農業普及などの機会に恵まれないことが多い。ブータンにおいて実施された、JICA課題別研修「アジア地域市場志向型農業振興（行政官）」の帰国研修員によるSHEPパイロット活動においても、農村部におけるジェンダー課題が確認された。ケニアやマラウイを始めとするアフリカ地域で実施中のSHEP活用案件では、短期専門家の派遣を通してジェンダー主流化に取り組み、同短期専門家の指導・助言のもと、一貫してジェンダーの概念を研修活動、成果指標、モニタリング・評価活動に取り入れた。これらの結果、対象農家組織において栽培・営農の活動が改善され、園芸作物からの所得向上、男女間の所得の差の減少という成果につながったことが確認された。農業森林省においても、政策を通してジェンダーを含む横断的課題への取り組みが行われている中、本プロジェクトにおいても、農家経営における男女共同参加を促進し、ジェンダー平等推進のための取り組み方

を工夫していくことが求められており、ジェンダー分野専門家の定期的な派遣も視野に入れた、効果的なジェンダー主流化に向けた取り組みを検討している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、National Commission for Women and Children (NCWC) のジェンダー担当官、対象3県ジェンダー担当官、農業森林省農業局、NSC パロ及び NCOA ユシパンのカウンターパート及び長期専門家と共に、プロジェクト対象地域の農業分野におけるジェンダー主流化に係る基礎調査と、本案件における同分野の今後の活動方針を提案することを目的として派遣される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2023年1月中旬～2023年1月中旬）
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ブータン政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ブータン国の農業分野におけるジェンダー主流化の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に SHEP プロジェクトにおけるジェンダー主流化の取り組み）の概要を把握・分析する。
 - ② JICA 経済開発部及びブータン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ ワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 経済開発部による確認の後、電子データで提出する。併せて、ブータン事務所、C/P 機関にも電子データを送付する。
- (2) 現地業務期間（2023年1月中旬～2023年2月下旬）
 - ① 本省レベルにおける農業分野のジェンダー主流化の取り組みを調査する。
 - ② 県レベル（対象：パロ県、ティンプー県、ハ県）の農業分野におけるジェンダー主流化の取り組みを調査する。
 - ③ 農家グループ（SHEP パイロット活動実施農家グループ）において、農村部におけるジェンダー課題を調査する。各県で5グループの調査を想定しており、1グループの農家数は、20前後である。
 - ④ 他ドナー及び NGO が実施する農業分野の類似案件におけるジェンダー主流化の取り組みを調査する。
 - ⑤ 本プロジェクトにおける、ジェンダー主流化分野の今後の活動方針（計画・実施方法・投入計画）を提案する。
 - ⑥ JICA ブータン事務所および JICA 経済開発部に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、C/P 機関に対する説明方針について

打ち合わせを行う。

- ⑦ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023 年 2 月下旬～2023 年 3 月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) ワークプラン（和文及び英文）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

提出方法：電子データで JICA 経済開発部、JICA ブータン国事務所、C/P 機関へ提出。

- (2) 現地業務結果報告書（英文）

派遣終了時。

提出方法：電子データで JICA 経済開発部、JICA ブータン国事務所、C/P 機関へ提出。

- (3) 専門家業務完了報告書（和文 2 部）

2023 年 3 月 1 日（水）までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びブータン事務所に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄バンコク⇄パロを標準とします。

- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等も見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

現時点でブータン入国時には、ワクチンの接種証明を所有していない場合は、ホテルでの隔離（3日間）が必要です。所有している場合は自宅隔離（1日）の隔離期間が必要です。隔離期間中は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舎手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクト長期専門家及び JICA ブータン事務所による、スケジュールアレンジ及び必要に応じて同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：NCOA ユシパン内におけるプロジェクト事務所の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループから配付しますので、edga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ブータン国「温帯果樹振興プロジェクト」事業事前評価表、PDM、PO
- ・ブータン国におけるジェンダー調査報告書（2020年度）「Survey on Gender Issues in Rural Area」

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上